

# 障がい者の支援に関する施策についての意見

障害者施策推進協議会委員名 秋田 松夫 委員

鳥取県精神障害者家族会連合会理事

No	分野 2. 保健・医療__ (1) 保健・医療の充実等
1	精神障害者の社会的資源(税金の免除など)について、身体、知的など他の障害と比べると大きな差があるので、差を縮めてほしい。

担当課	回答
障がい福祉課(認定)	平成30年度より大手航空会社において、精神障がい者に対しても航空運賃割引制度が導入されるなど、国全体としても、少しずつ身体、知的と精神障害者の障がい者間の格差が縮まってきているところであります。 また、本県においても、自動車二税に係る障がい者減免の見直し(精神障害者福祉保健手帳1級所持者等の障がいのある方と生計が同一である方(生計同一者)が、障がいのある方の移動のために運転する自動車について、令和元年度から、減免の対象となる使用目的の要件を緩和し、使用回数による減免上限額の区分を廃止した)を行うなど、必要に応じて内容を精査して改善に努めているところであります。

障害者施策推進協議会委員名 山根 裕 委員

(社福)鳥取県身体障害者福祉協会会長

No	分野 1. 生活支援__ (1) 相談支援体制の構築
2	身体障がい者の多くの方は相談をどこにしたらいいかわからない人がいるので、相談事業の更なる促進をすること。

担当課	回答
障がい福祉課(生活支援)	本県では、障がいのある方が地域で安心して生活を送るための手引きとして、相談機関等をまとめた「障がいのある方のよりよい暮らしのために」を毎年発行し、各団体に送付するとともに、ホームページでの掲載も行っています。また、相談事業については各種研修を始め、県の相談支援アドバイザーの派遣事業等での充実を図っているところです。今後もこれらの事業により、相談事業の促進を行っていきます。 また、相談支援事業の充実や身体障害者相談員の活動支援について、引き続き市町村に求めています。

No	分野 6. 雇用・就業、経済的自立の支援__ (1) 障がい者雇用の促進
3	就労系事業所を出た後に一般企業に就職しても数ヶ月で退職となってしまう場合が多い。行政が就労系事業所や一般企業と障害者の人との調整を進め、働きやすい職場環境にして行くように努力する。

担当課	回答
障がい福祉課(就労)	毎年度、就労系事業所、障がい者の就労・定着支援に携わる方、一般企業等を対象としたセミナーを開催し、障がい者の一般就労移行・定着における支援、課題等について、共に学び考える機会を提供するとともに、関係機関によるネットワークを構築し、職場定着をテーマとした就労支援研修会や就労系事業所と一般企業との意見交換会、障がい者雇用を行う企業の見学会などを開催しています。今後も障がい者にとって働きやすい職場環境となるよう取組を進めます。

分野 No	4. 生活環境__ (2)公共交通機関のバリアフリー化の推進等
4	バスターミナル・バス停留所の時刻表の文字を大きく、太字にさせていただくと共に、目線の高さにして頂きたい。

担当課	回答
交通政策課	バスの時刻表、行き先表示については各事業者とも太字ゴシックにするとともに各停留所掲示板のサイズの範囲内で可能な限り大きくするよう努めておられます。また、時刻表の掲示位置についても、通行の邪魔にならないように配慮しながら、できるだけ見やすい高さへ掲示するよう努めておられます。今後とも、引き続き利用者目線で努力いただくよう事業者にご要請します。

分野 No	4. 生活環境__ (2)公共交通機関のバリアフリー化の推進等
5	視覚障がい者をバス停付近で見かけた際には、必ず停車し乗車の有無を確認していただくよう、社員教育を徹底していただきたい。

担当課	回答
交通政策課	各事業者とも、年4回の社内での教習において、バス停留所での積み残しがないように、必ず社外マイクを使用するよう徹底するなど努力されておられますが、今後とも、引き続き努力いただくよう事業者にご要請します。

分野 No	4. 生活環境__ (2)公共交通機関のバリアフリー化の推進等
6	すべての循環バスの停留所に点字ブロックを整備していただきたい。

担当課	回答
交通政策課	鳥取市内循環バスくる梨については、鳥取市がH27年度より順次バス停留所の点字ブロックを整備しており、重点区域(鳥取駅南～鳥取県庁辺りの区間)のバス停留所については、一部を除き点字ブロックの整備が完了しています。また、米子市循環バス「だんだんバス」の運行区間のうち、JR米子駅1km圏域の北側は米子市交通バリアフリー基本構想の重点地区に設定されており、毎年、点検等を実施し、16カ所中14カ所で点字ブロックの整備が完了しています。引き続きバリアフリー化に向けて努力いただくよう鳥取市や米子市にお伝えします。

分野 No	4. 生活環境__ (2)公共交通機関のバリアフリー化の推進等
7	停留所で停車した際の行き先車外アナウンスを、適切な音量で、且つ確実に流していただきたい。

担当課	回答
交通政策課	バス事業者は、バス停留所に停車した際には、バス停留所名を車外アナウンスしたり、歩道がない道路に歩行者がいるときは、注意喚起の車外アナウンスをされるなど努力されておりますが、要望内容について改めて事業者にご要請します。

No	分野	1. 生活支援__ (2) 在宅サービス等の充実
8		<p>きこえない・きこえにくい人が利用できる在宅サービスの拡大と充実を求める。 【説明】きこえない・きこえにくい人が安心して支援が受けられるように、障害の特性に考慮した十分な支援体制の構築が必要である。聞こえないことで十分な情報が得られず、自分で判断することが難しい状況に置かれている。このような二次障害を持つ障害特性についての知識と専門性の高い職員の育成が求められる。</p> <p>※どこの職員についてなのか以下補足。 きこえない・きこえにくい人もあらゆるサービスを受ける権利がある。 そのために、相談支援、ヒアリング、計画作成などから始まり、最終的にきこえない・きこえにくい当事者が希望するサービスを受けることになる。 相談支援、ヒアリング、計画作成などに対応する事業所職員と行政担当者、また、サービスを提供する事業所職員と行政担当者がきこえない・きこえにくいという障害特性の知識と理解をいただくことで、より適切な支援を受けられることになる。その事業所職員と行政担当者が手話言語を習得した職員の配置が理想ですが、事業所や行政として研修を取り入れていただきたい。 また、聴覚障がい者相談員と連携をとることがより良い支援に繋がると考える。</p>

担当課	回答
職員人材開発センター 障がい福祉課(生活支援)	<p>職員に対して、サービス受給に関するやりとりができるほどの手話に関するスキルを求めることは現実的ではないと思いますので、遠隔手話通訳サービスの活用など、代替可能な手段により意思疎通を図ることがまずは安心したサービス利用につながるものだと考えています。 行政職員向けには、以下のとおり手話研修を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員基礎研修</li> <li>・自己啓発研修(正職員、臨時・非常勤職員)</li> <li>・手話講座(入門編)・ステップ1</li> <li>・手話講座(入門編)・ステップ2</li> <li>・通信教育講座及び手話奉仕員・手話通訳者養成研修の受講支援(正職員、臨時・非常勤職員)</li> <li>・手話に関する通信教育講座</li> <li>・手話奉仕員・手話通訳者養成研修</li> </ul>

No	分野	4. 生活環境__ (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等
9		<p>JR及びバス社内外での表示をわかりやすくするための改善を求める。 【説明】以前より要望しているところであるが、まだ改善されていない。きこえない・きこえにくい人にとって、車内表示は大切な情報源である。県外の旅行者にとってもバス停などの表示が数か所先まで表示があると安心できる。遅延などの情報を音声言語のみではなく、電光掲示やインターネットを利用するなど、視覚的な情報を発信していただくように改善を求める。また、その情報にアクセス方法を周知する必要がある。</p>

担当課	回答
交通政策課	<p>各バス事業者においては、バス車両の更新に併せて、車内のバス停表示が数か所先まで表示できるシステムの導入を進められているとともに、特に日ノ丸バスでは一昨年から車内の運賃モニターを、LED液晶表示に更新するなど案内表示の改善をされてきています。県では6月補正予算において、西部地域からバス路線への番号設定やバスターミナルにおける案内表示の改良を行い、バス路線のわかりやすさ、使いやすさの向上を図ることとしています。またJRでは、無人駅でも列車の運行情報や遅延情報を駅構内で案内表示する「遠隔自動表示システム」の導入を進めてきています。 運行状況については、県内路線バスは、運行経路が確認できるバスネットで、JRは、JR西日本ホームページや専用アプリで情報発信されており、アクセス方法についても、QRコードをバスターミナルや駅に表示するなど取組まれています。 引き続き、わかりやすい表示・情報発信に努めていただくよう各事業者に要請します。</p>

No	分野	4. 生活環境__ (3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進
10		<p>車いすスペースの拡充、ヒアリンググループの設置、情報保障席の配置などハートフル席の設置を求める。 【説明】以前より要望しているところであるが、全ての障害者にとって使いやすい環境整備が活動の幅を広げることにつながり、社会全体のアクセシビリティの向上にもなると考える。特に、ヒアリンググループはきこえにくい人にとって聴きやすくなる有効な手段であるが、当事者はそういったことを知らないこともあり、設置と合わせて周知を図るべきである。</p>

担当課	回答
福祉保健課 障がい福祉課(情報AC)	<p>公共施設等における車いす利用者の客席スペースの設置については、鳥取県福祉のまちづくり条例で客席数に応じた設置数の基準を示しています。 ヒアリンググループについては、現在、鳥取県聴覚障害者協会で管理しており、県内3ヶ所にある聴覚障がい者センターで貸出を行っています。周知に関しては、協会のホームページで紹介しているところですが、機器の存在を広めていけるよう協会とも連携しながら周知の方法を検討していきたいと考えています。 また、県が作成した「誰もが参加できるイベントの手引き」において、聴覚障がい者の客席は、ヒアリンググループに近く、手話通訳者や要約筆記のスクリーンが見えやすい場所に確保するとともに、視覚障がい者のための音声ガイドの導入についても記載しており、関係部局、市町村等へ周知を行っているところです。いただいた御意見を参考にさせていただきながら、全ての方が使いやすい公共施設となるよう引き続き周知や関係機関と連携していきたいと考えています。</p>

No	分野	6. 雇用・就業、経済的自立の支援__ (3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
11		きこえない・きこえにくい特性に応じた就労支援の充実・啓発を求める。 【説明】きこえない・きこえにくい人は他の障害者と比べ転職が多い。理由は、仕事に必要な情報が十分に提供されていないため、能力が十分に発揮できずミスがあったり、作業がスムーズにできないなどの課題がある。それにより事業所からの評価が低くなり、働く意欲の低下、自信喪失などの事例がある。また社内でのコミュニケーションがスムーズにいかないなどの理由で孤立しがちである。社内での会議、面談にも企業秘密という理由で手話通訳の同席を認めないという制限があり、きこえない・きこえにくい人の知る権利・話す権利・働く権利が保障されていない状況である。当事者からの要望だけでは解消できない課題であり、きこえない・きこえにくい人の職場での情報保障の確保について啓発を徹底する必要がある。

担当課	回答
障がい福祉課 (社会参加)	鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(愛称:あいサポート条例)において、障がいの特性に応じた「コミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障」を5つの基本的な考え方の一つとして、障がい者への情報保障等の取組を進めているところです。県内3ヶ所で障害者差別解消法を知るための研修会を開催するなど、障害者差別解消法やあいサポート条例についての理解を深めていただく取組を引き続き行います。

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (1) インクルーシブ教育システムの構築
12		きこえない・きこえにくい子ども本人とその保護者が、手話言語の早期獲得ができる体制を求める。 【説明】以前より要望しているところではあるが、きこえない・きこえにくい子どものアイデンティティ確立のために乳幼児期に手話言語の獲得は重要であり、言語発達にとっても不可欠である。早期に手話言語を獲得することで、きこえる子どもと同等の言語発達が見込まれる。家庭内でのコミュニケーションの確保のために保護者にも手話言語の獲得が重要になる。きこえない・きこえにくい子どものアイデンティティ確立のため、手話言語の早期獲得ができるように、保護者への支援を含めた具体的な取り組みが必要である。

担当課	回答
特別支援教育課 障がい福祉課(情報AC)	子どもと保護者の方が手話言語に触れる機会をつくるため、親子向けミニ手話講座を開催し、手話言語の普及に努めているところです。 また、鳥取聾学校支援部では、教育相談活動をとおして、保護者の聴覚障がい及び聴覚障がい児の養育についての理解を深める中で、視覚的な手がかりを用いたコミュニケーションの大切さを伝えています。教育相談を利用する保護者が幼稚部の活動を見学・体験できる機会を計画的に設け、手話や指文字・キューサインを用いたコミュニケーションへの理解や、先輩保護者との関係作りを進めている他、鳥取聾学校で実施しているPTA手話学習会の案内も行っています。

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
13		文化芸術活動などに私たちも参加でき、文化分野にも楽しめる合理的配慮を求める。 【説明】以前より要望しているところではあるが、文化芸術活動に参画できる環境を整備していくことで、きこえない・きこえにくい人でも文化芸術に親しめる機会が増えると考えます。タブレットに劇のせりふを字幕で表示する方法や字幕眼鏡をかけ、メガネに字幕を表示させる方法で、きこえない・きこえにくい人も生の演劇を楽しむことができる。全国各地で徐々に広がっている試みをぜひ鳥取県内でも普及が必要である。また、地方放送局のニュースなどの放送番組には、まだ字幕が付いていないので、強く改善を求める。

担当課	回答
障がい福祉課 (アート、情報AC)	平成30年10月に策定した「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」では、「文化芸術の鑑賞の機会の拡大」を推進方針の柱の一つとし、障がいのある人が文化芸術活動を鑑賞しやすい環境の整備を進めていくこととしています。具体的には、あいサポート・アートとっとり祭りやあいサポート・アートとっとり展を開催し、障がい者が取り組む舞台芸術や芸術・文化作品の発表と鑑賞の機会を提供するとともに、全国高校生手話パフォーマンス甲子園では情報保障の充実を図り、文化芸術活動を鑑賞しやすい環境を整備することとしています。また、障がいのある人とない人が共につくる劇団「じゆう劇場」をプロデュースする鳥の劇場では、劇のセリフを字幕表示できる専用端末を用意するなど、環境の整備を進めています。 今後も障がい者の芸術・文化活動の更なる推進に取り組んでいきたいと考えています。 また、国においては、平成30年2月に字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定し、放送事業者へ番組制作費の一部を助成するなど、字幕放送等の普及促進の取組を進めています。御意見の趣旨は、機会を捉えて放送事業者等にお伝えしていきたいと考えています。

No	分野	8. あいサポート運動の推進__ (1) 県内での取組み
14		自治会単位での普及、及び再講習などの取組みを求める。 【説明】以前より要望しているところではあるが、銀行、ホテル、商業施設などでは一定の効果がみられる。しかし、県民への普及には温度差がある。広く県民への普及を図るとともに、再講習を実施することで意識を高める必要がある。

担当課	回答
障がい福祉課(社会参加)	広く県民の方にあいサポーター研修を受講していただけるよう、今年度より「とっとり県民カレッジ」の連携講座に登録しているところです。また、地域の拠点施設である公民館に対して普及啓発を行い、さらなる地域住民への普及啓発を進めていきたいと考えています。

障害者施策推進協議会委員名	山根 美代子 委員
---------------	-----------

全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部理事

No	分野	1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保
15		今年度から中部ではヘルパー事業所の閉鎖や規模縮小になったと耳にする。在宅生活を支える大きな支援として、事業所、人材の確保はして頂きたい。移動支援を支える事業所、人材の確保も同様をお願いしたい。

担当課	回答
障がい福祉課 (サービス、生活支援)	人材確保の面では、サービス事業所等従事者を対象にした種々の研修を実施しています。研修の内容については、相談支援従事者やサービス事業所で指導的立場にある方などで構成する検討会で見直しや工夫を図っています。また、行動障がい等により支援が困難な事例を抱える事業所に対しては、専門家を招致しての検討会等に要する経費等を助成する制度を設けており、積極的な活用を促し、サービスの質の向上を図っていきます。 市町村の移動支援事業は、国の地域生活支援事業費補助金の対象となっているため、国に対して訪問系サービスに係る国庫負担基準額を廃止するなど、財源確保を要望する他、サービスの確保については、まずは各地域において議論されることですが、中部の自立支援協議会から適宜、意見をお聞きします。

No	分野	2. 保健・医療__ (1) 保健・医療の充実等
16		障がいを持った児者、保護者が生活地域で安心して在宅で暮らせるために医療短期入所はとても重要だ。医療的ケアを要する障がい児者の大半は重症心身障害者だ。成人期に入り在宅生活では子どもの機能低下により頻繁な医療的ケアと近年、人工呼吸器治療の高度医療的治療が在宅で夜間される事が多くなり、体格の増大と重なり保護者は、日常生活介護の負担が非常に大きい。しかし、医療型ショートステイが現状日帰りだ。今後、泊の出来るステイが本当に可能になるのか、夜間担当の事業所がなく夜間帯ができないのだろうか。空白の時間帯ができて泊が出来なくなる。ニーズが高いのに機能していない。だから、予算が減額では悲しい。

担当課	回答
子ども発達支援課	医療的ケアが必要な重度障がい児者(以下「重度障がい児者」という。)及びその家族が地域で安心して生活していくためには医療機関の関わりが不可欠です。本県では、このような認識の下、医療機関が重度障がい児者を短期間受け入れ、入浴、排せつ及び食事等、必要な支援を行う「医療型短期入所(障害者総合支援法上の障害福祉サービス)」の実施体制の充実を図っています。 中部圏域では、平成29年10月に夜間対応していたヘルパー事業所が撤退したことにより、以降日帰り利用のみとなっていました。今年度、新たに夜間対応可能な事業所の参入があったため、7月には障がい者の宿泊を伴う受入れを再開できる見込みです。

No	分野	2. 保健・医療__ (1) 保健・医療の充実等
17		中部の医療機関において、脳性麻痺の二次障害の硬縮治療としてボトックス治療をして頂き、改善効果がみられ、これからの治療を期待していたが医師の東京からの通勤が限界となり困難となった。医療行為が頻繁な重症児者にとって身近な地域での医療を必要としている。中部療育園のリハビリテーション等医療の充実をお願いする。

担当課	回答
子ども発達支援課 医療政策課	中部療育園では、園内での外来リハビリ対応だけでなく、重症心身障がい児者が地域生活の中でリハビリテーションを行いやすい環境整備を図るため、日常生活で利用が見込まれる生活介護等の事業所に働きかけを行い、サービス利用の中でもリハビリに繋がる支援や訓練が実施されるよう、助言指導を行っています。 鳥取県内の医師確保に向けて、医学生への奨学金等の貸与、地域医療体験研修、県外の高度な医療機関で専門研修を受ける機会の確保等、総合的な医師確保策を講じ、県内で勤務する医師の確保に引き続き努めていきます。

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (2) 教育環境の整備
18		卒業後、明るく楽しく暮らす為に教育の機会を検討して頂きたい。例えば、視力入力のツールで重度の者でも意識疎通や学習可能な報告がされている。卒後の教育を可能にするための人材確保(特別支援教育経験者)、機材の提供など、学ぶ機会を考えて頂きたい。

担当課	回答
社会教育課 特別支援教育課	令和元年度、病気療養児の遠隔事業として、分身ロボット「OriHime」を活用した学習支援を導入しました。同時双方向通信型の遠隔授業を実施して学習の充実及び円滑な復学につなげます。また、OriHimeを視線入力装置で動かすことも可能です。視線入力装置に慣れるためのアプリもあります。OriHimeは手続きを踏めば、県内の公立学校への貸出も行っています。

No	分野	1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保
19		<p>&lt;人材育成&gt;                      自閉症・発達障がいへの特化した支援の研修や強度行動障害への研修等、毎年充実した人材育成の研修が、図られていると感じている。現場への実践に生かされるよう、今後も内容の充実を希望する。</p>

担当課	回答
障がい福祉課(サービス)	<p>自閉症、発達障がいについては、ペアレント・メンターに対する研修、相談支援人材の養成研修を、強度行動障がい支援者養成研修については、基礎・実践・専門と3分野に分けて取り組んでいます。強度行動障がい支援者養成研修のニーズも高まってきていることから、今後は定員の拡充等も検討します。</p>

No	分野	1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保
20		<p>&lt;人材確保&gt;                      福祉人材全般に共通する課題ではあるが、障がい分野での人材確保は非常に難しく、施設利用者の数に制限がかかる状況が発生している。「サービス契約」による施設利用は、契約が成立しなければ、施設は利用できないため、利用を断られた当事者が自宅で過ごしている例も、発生している。人材の確保と定着に必要なさらなる施策を求める。</p>

担当課	回答
障がい福祉課(サービス)	<p>すでに事業所等にて勤務されている方への人材の育成面では、従業員に対する研修の開催等を行っていますが、新たに人材の確保あるいは定着させるため「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、国としても介護職員の処遇改善が図られたところであります。県としても介護職員の育成のための研修の機会を捉えて意識の啓発を図るほか、県独自の支援体制制度を活用するなどして介護職員の定着を図ってまいります。</p>

No	分野	1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保
21		<p>近年、放課後等デイサービス・児童発達支援の事業所が増え、幼児・児童の計画相談の件数が多くなってきている。相談支援従事者研修の内容も年齢別・障がい別と幅広い内容が求められると思う。また、「施設利用目的」での相談対応しかなされていないケースがあったりと、机上のサービス支援計画ではなく、本人の特性を理解した上でニーズを拾い上げ、本人や家族とともに一緒に動いてくださる相談支援従事者が増えることを希望する。</p>

担当課	回答
子ども発達支援課 障がい福祉課(生活支援)	<p>地域で生活する障がい児者や家族の希望が適切にサービス利用へ反映され、充実した地域生活を実現していくためには、その基礎となる相談支援事業所等の相談支援専門員の資質向上は欠かすことができません。本県では、このような認識の下、相談支援専門員に保健・医療・福祉・就労・教育等のさまざまなサービスの総合的かつ適切な支援技術を習得させるため、相談支援従事者初任者研修を実施しています。なお、相談支援従事者研修については、国において来年度からのカリキュラム変更が予定されており、本県でもその変更に対応した研修内容の改正を予定しています。今後も引き続き、当事者や家族の思いに寄り添った支援ができる相談支援事業所が増えていくよう、当該研修の充実に努めて参ります。また、鳥取県地域自立支援協議会では、相談支援体制部会を設置し、相談支援体制の充実について検討を行っています。いただいたご意見も踏まえ、これらについて今後の検討に活かしたいと思っております。</p>

No	分野	1. 生活支援__ (4) サービスの質の向上等
22		<p>放課後児童クラブ運営指針による放課後児童支援員の設置で、自閉症・発達障がいのある児童が利用しやすくなることを期待しているところ。現状として、学校によっては放課後児童クラブと連携をしている所とそうでない所の温度差があったり、診断のないグレーゾーンの児童への理解の難しさや支援方法が児童に合わなくトラブルになったなどの意見を多く聞く。児童が安心安定した居場所の確保が出来るように、支援の充実を希望する。</p>

担当課	回答
子育て応援課	<p>放課後児童クラブ運営指針では、障がいのある子どもへの対応や、学校と連携し子どもの生活の連続性を保障することなどが盛り込まれており、在籍校との連携を図るよう定められています。県では教育委員会と連携し、放課後児童クラブの職員等を対象として、発達障がいに関する研修等を実施しており、職員の資質の向上に努めています。今後も研修を通じた運営指針の徹底とともに、教育委員会と連携し、小学校との情報共有が図られるよう努めます。</p>

障害者施策推進協議会委員名	大本 裕之 委員
---------------	----------

鳥取県腎友会会長

No	分野	3. 安全・安心__ (1) 防災対策の推進
23		福祉避難所の詳細を説明(特に、障がい者にとっての災害時の利用の仕方等について、福祉避難所の対象となる方は?等)してほしい。また、そのことを県民の方に周知徹底をはかってほしい。

担当課	回答
危機管理政策課	福祉避難所は、「災害時に一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に配慮が必要となる方の避難施設」のことを言います。福祉避難所の具体的な確保及び開設、運営については市町村が主体となりますので、福祉避難所の入所対象者や具体的な利用の仕方については、最寄りの市町村へご確認くださいませよう、お願いします。 なお、県は「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」を平成29年度に策定、市町村へ通知や会議で周知を依頼することで、入所対象者の方が市町村によって対応に差が出ないように図っており、引き続き周知に努めていきます。

No	分野	3. 安全・安心__ (1) 防災対策の推進
24		内部障がい者にとって、病院との関係が災害時にとって最も大切になってくるが、そのマニュアルは、自治体から出てくるのか、病院から出てくるのか、はっきりわかっていないのが現状である。病院、自治体によっても対応がまちまちだ。私たち患者も混乱しているのが現状。説明をしてほしい。

担当課	回答
医療政策課	災害時の要配慮者に対する安全確保は、市町村地域防災計画において、災害の発生に備え、要配慮者の居住地や家族構成、災害時の支援の必要性等の情報の把握に努めるとともに、福祉・医療関係者と連携して要配慮者の多様な特性に配慮し、必要な措置を講ずることとされています。 県においては、被災した医療機関は、医療の継続が困難なことを院外の利用者に伝えることや、転院が必要な場合には、保健所、消防と連携して対応することなど、関係機関でルールを共有し、市町村とも連携しながら災害時の医療体制を確保しているところです。 災害時において住民の生命身体を守るために必要な情報は、支援関係機関へ提供される場合もありますので、平時においてお住いの市町村から同意を求められた場合には、御協力をお願いします。

No	分野	2. 保健・医療__ (6) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
25		私たちも県民健康講座を主催し、CKD予防の講演会を年1回開催している。微増だが県民の方の参加も増えている。今年5回目となるが、PRの協力を願いたい。 内部障がい者は、なかなか理解していただく機会が少ないのが現状である。何らかの機会を作っていただき啓発活動と健康推進活動を同時に進めていただく大会のようなものはできないものか。

担当課	回答
健康政策課	県民健康講座は、慢性腎臓病(CKD)に関する普及啓発の一環として、平成27年度から鳥取県腎友会と県の共催で実施している研修会で、第5回目を迎える本年度も米子での開催を予定しているところであり、開催に向けては腎友会とも連携しながら事前の周知に努めます。 また、啓発活動と健康推進活動を同時に進める大会の開催については、本年度の健康講座の結果等も参考にしながら次年度に向けて腎友会と御相談させていただきます。

